

まちづくり委員会 規約（案）

第1条：名称

この会は、ほらどまちづくり委員会（以下本会という）と称する。

第2条：事務所

本会は、洞戸ふれあいセンター内に事務所を置く。

第3条：目的

本会は、洞戸地域において、洞戸地域全体のまちづくりを担う諸団体、個人が結束連携し、地域に必要な事業の展開を図ることで、まちづくりを効果的に推進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条：事業

地域住民による手づくりの事業おこし、及び地域振興を図る事業

- ① 地域住民の生活環境の整備に関すること
- ② 地域の活性化に関すること
- ③ 地域住民の情報交換に関すること
- ④ 加盟団体の連携と協調に関すること
- ⑤ 管理施設の有効利用と管理運営に関すること
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要なこと

第5条：会員

本会は、第3条の目的に賛同する下記の団体の構成員から代表として選出された者、及び、まちづくりに意欲のある個人をもって構成する。また、新規に関する場合には役員会の承認をその要件とする。

- 1) 関市自治会連合会洞戸支部
- 2) 関市洞戸地域審議会
- 3) 関市文化協会洞戸支部
- 4) 関市社会福祉協議会洞戸支部
- 5) 関市老人クラブ連合会洞戸支部
- 6) 洞戸地区青少年健全育成協議会
- 7) 関市立洞戸小学校ふれあいクラブ
- 8) 関市立洞戸中学校PTA
- 9) 関市立洞戸小学校PTA
- 10) 関市西商工会洞戸支部
- 11) 板取川上流漁業協同組合
- 12) 中濃森林組合
- 13) めぐみの農業協同組合洞戸支店
- 14) NPO法人キウイスポーツクラブ
- 15) NPO法人洞戸村ふるさと塾
- 16) 洞戸特産物等販売促進協会

- 17) 関市観光協会板取川支部
- 18) 関市西商工会洞戸支部青年部
- 19) 関市食生活改善推進協議会洞戸支部
- 20) 第3条の目的に賛同し、これを参画する意欲を持つ個人

第6条：役員

- 1 本会には、次の役員を置く。
 - 1) 委員長 1名
 - 2) 副委員長 2名
 - 3) 理事 若干名
 - 4) 事務局長 1名
 - 5) 監事 2名
- 2 役員を選出は会の互選による。

第7条：役員の仕事

- 1 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、関係団体の連絡および事業を調整し、予算の執行管理および会計事務を担当する。
- 4 監事は、会計その他の事務を監査する。

第8条：役員の任期

- 1 本会役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 欠員により選出された委員および役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条：職員

- 1 センターの管理運営に必要な本会の事務を処理するため、本会はセンターに管理事務職員を置く。
- 2 管理事務職員は、委員長が委嘱する。

第10条：顧問

- 1 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は委員長が委嘱し、会議において意見を述べることができる。

第11条：会議

本会の会議は、委員長を議長とする総会、全体会及び役員会とし、共に総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。また、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

但し、議決票数は第5条に定める諸団体につき各1票とし、個人会員の票数は含まない。

第12条：総会

総会はすべての会員で構成し、委員長が毎事業年度1回招集して次の事項の審議を経て議決する。

- 1 事業計画及び事業報告
- 2 予算及び決算
- 3 規約の改正
- 4 管理施設の要領の制定または改廃に関する事
- 5 役員を選任に関する事
- 6 その他、本会の運営に関する重要事項

第13条：役員会

役員会は、第6条に定める役員で構成し、次の事項を審議する。

- 1 全体会に付議すべき事項
- 2 全体会の議決した事項の執行に関する事項
- 3 事業契約および軽微な予算の変更
- 4 その他、全体会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第14条：専門部会

専門部会は、委員長が任命した会員で構成され、会員及び地域住民の自主的な活動を推進する目的で必要に応じて設置され、専門的に審議を行う。

なお、審議結果は役員会または全体会にて答申する。

第15条：会計

- 1 本会の経費は、管理施設の管理受託金、利用料金及び使用料金、その他をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第16条：補足

この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

- この規則は、平成21年 1月27日から施行する。
この規則は、平成22年 4月28日から施行する。
この規則は、平成23年 4月25日から施行する。
この規則は、平成24年 5月29日から施行する。
この規則は、平成25年 5月23日から施行する。
この規則は、平成26年 5月20日から施行する。